

毎週火、金曜日発行（但休日に当り、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

# 鳥取県公報

## ◇告示 目次

- 保安林の指定の解除
- 米飯提供業者の登録
- 土地の立入の許可
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良区の成立
- 共同で行なおうとする土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書等の縦覧
- 新たに「行なおう」とする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
- 共同で行なう土地改良事業の認可
- 新たに「行なおう」とする土地改良事業の認可
- ひな白痢検査の実施
- 道路の位置の指定

## ◇選管告示 選挙管理委員会の招集 証票の無効

## 告示

### 鳥取県告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項又は第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四―四四九

（次の図に示す部分に限る。）

#### 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

#### 三 解除の理由

砂丘休憩所敷地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 二 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字田浜一、七五七―二九六  
 (次の図に示する部分に限る。)  
 (一) 保安林として指定された目的  
 風害の防備  
 (二) 解除の理由  
 指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 (三) 解除に係る保安林の所在場所  
 米子市上福原字北浜新田ノ参一八二〇―二、一八二〇―六一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字北浜沖開一七九八―一〇、字北浜新田ノ三一八二〇―六五、一八二〇―六六、字北浜新田ノ参一八二〇―五七  
 (二) 保安林として指定された目的  
 潮害の防備  
 (三) 解除の理由  
 米子市都市計画に係る皆生温泉土地区画整理事業に

伴う道路等の敷地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 鳥取県告示第四百七十一号  
 食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。  
 昭和三十九年八月七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	年月日	氏名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
米振 第一〇四号	昭三九、六、一	多々納吉之助	びつくり屋	米子市加茂町一の一	米子市東倉吉町二八
第一〇五号	〃	清水アサ子	科	加茂町一の六	住所に同じ
第一〇六号	〃	坂根 春子	丸	米原一、四九五	〃
第一〇七号	〃	細見 幸	う	中町一五の四	〃
第一〇八号	〃	綾部 正大	恵	西町三六	〃
第一〇九号	〃	野沢 貞子	の	尾高町一六	〃
第一一〇号	〃	西山 行栄	上	朝日町四六	〃
第一一一号	〃	安丸 信男	末	朝日町一三	〃
第一一二号	〃	池淵 寿子	登	西倉吉町五九	〃
第一一三号	〃	松本寿美子	松	東倉吉町四一	〃
第一一四号	〃	善積 清子	す	尾高町一三一	〃
第一一五号	〃	矢野 トヨ	矢	朝日町四六	〃
第一一六号	〃	梅林 教英	丸	西倉吉町一五	米子市西倉吉町二二
第一一七号	〃	谷野 仁郎	とんちやん	角盤町三の八四	〃 西倉吉町八五
第一一八号	〃	山脇 正子	あ	朝日町六五	住所に同じ
第一一九号	〃	高塚弥三助	天狗寿	東倉吉町三二	〃

第一二〇号	遠藤 夏子	若松	道笑町一の三四	
第一二二号	松本 定吉	松本	万能町七二	
第一二二二号	小野 雪枝	食通	道笑町二の九三	
第一二三号	田中 清	清八	明治町二の一	
第一二四号	岡田よし子	祇園寿	祇園町一の六〇	
第一二五号	野口 重子	まるみ	西倉吉町一五	米子市西倉吉町三一
第一二六号	門脇 恒銀	扇	西倉吉町五九	住所に同じ
第一二七号	藤原 艶子	コトブキ	西倉吉町八	
第一二八号	小沢 樽市	小沢	茶町六五	
第一二九号	柿田 弘治	柿田	明治町八	
第一三〇号	大榎のぶ子	乃作	万能町六五	米子市東倉吉町三三
第一三一号	金山 静子	金山	明治町四〇	住所に同じ
第一三二号	内田 浅子	松露園	皆生一、九六三	
第一三三号	内田健二朗	うらく	皆生	
第一三四号	藤縄 佑平	グリル	末広町二一	
第一三五号	谷村 直子	福寿司	朝日町二四	
第一三六号	松田勝太郎	赤欄	朝日町五九	
第一三七号	井田 茂	茂	東町九七	

第一三八号	足羽 歳子	江戸ッ子	末広町一六	
第一三九号	西田 とよ丸	常	塩町三四	
第一四〇号	中島 静枝	江戸勝寿司	角盤町四の二〇	
第一四一号	岡本 鹿子	生駒	皆生二、一二五	
第一四二号	織田かめの	松風閣	一、八二〇ノ四	
第一四三号	中村 ヌイ	中村屋	東町六四	
第一四四号	長谷川秀雄	後藤工場職員宿泊所 (友恭寮)	皆生二、〇二六	
第一四五号	枝松喜代子	皆生	一、九八五ノ二	
第一四六号	安田ふさの	幸楽園	二、二二五	
第一四七号	皆生温泉ヘルスランド		一、九七二	
第一四八号	伊坂 定吉	東光園	二、一五五	
第一四九号	谷口 好友	みくに家	二、〇一三	
第一五〇号	宇田川ユキノ	鶴の湯本館	一、八七二	
第一五一号	佐香 博美	玉仙荘	二、〇五五	
第一五二号	末次忠太郎	なぎさ園	二、〇三五	
第一五三号	福元 ヲス	松月	一、九六九	
第一五四号	坂本幸之助	幸明荘	明治町五四	
第一五五号	吉岡 正人	小松	末広町二四	

第一五六号	上村うめよち	とせ	明治町四三ノ一
第一五七号	矢田 君子	更科本店	六〇
第一五八号	光田 久代	光田	五九
第一五九号	竹内 淳仁	江戸平寿子	皆生一、八八九
第一六〇号	野坂 康久	千屋	東倉吉町六六
第一六一号	松本 好野	ひさご家	皆生二、一九六
第一六二号	井田 清子	食堂 真満	朝日町二五
鳥振 第二〇〇号	加藤 時夫	美保食堂	鳥取市吉成四七九
倉振 第一七四号	福本 紘一	三福	倉吉市荒神町三六三

鳥取県告示第四百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一  
条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、  
同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

鳥取県知事 石破二朗

二 事業の種類

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道  
事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法  
（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事  
業又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）によ  
る公共下水道若しくは都市下水路の用に供する施設

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市八幡、福市、観音寺、車尾、両三柳、福米、河  
崎町、夜見町、富益町、和田町、大篠津町、上  
後藤、旗ヶ崎  
境港市佐斐神町、小篠津町、新屋町、高松町、竹内町、  
福定町、中野町、上道町、岬町  
西伯郡日吉津村

四 立入り期間

昭和三十九年八月 七日から  
昭和四十年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十  
条第二項の規定により、上光土地改良区、東郷湖周辺土  
地改良区及び栗谷筋溪土地改良区の定款の変更を昭和三十  
九年八月三日認可したので、同法同条第三項の規定に  
より告示する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十四号

鳥取市東今在家一五四番地 有本貞雄ほか十四人の者  
から申請のあつた東今在家土地改良区は、土地改良法  
（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により  
昭和三十九年八月七日成立した。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十五号

昭和三十九年六月二十日付けで気高郡青谷町大字青谷  
三、五九〇番地 保木本徳太郎ほか二十六人の者から申  
請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び  
規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十  
五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第  
一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めた

ので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年八月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十六号

昭和三十九年六月十日付けで上光土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）

事業については、審査の結果その計画を適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十九年八月十一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

気高郡気高町大字上光 上光土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十七号

鳥取市横枕 本多照夫ほか二十八人の者から申請のあ

つた数人が共同して行なう土地改良（農道）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年八月七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十八号

鳥取市紙子谷六三 福田辰太郎ほか二十九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年八月七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十九号

湖東大浜土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（畑地かんがい）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十九年八月七日認可した。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防ため

二 実施の区域 別表のとおり



////////////////

八五番の二部  
五〇番の二部  
五〇番の二部  
五〇番の二部  
四九番の二部  
四九番の二部  
四九番の二部

幅員 四メートル  
延長 二二・九メートル

選挙管理委員会告示

公 告

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

徴収吏員証

昭和三十九年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和29年5月20日交付第96号  
西部県政事務所在勤 恩田憲治 名簿の分

昭和三十九年八月七日

昭和39年7月6日亡失

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 日時 昭和三十九年八月十日 午前十一時

二 場所 鳥取市吉方三二〇 白兔荘

三 議題 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の結果に

上記のとおり届出があつたので、事故発生の日以降無効とする。

昭和39年8月7日

鳥取県知事 石 波 二 郎

ウシ

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市田原町  
鳥取県鳥取市深津井町